

消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領の新旧対照表（本文）

改正後	現 行	改正理由
<p>消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領</p> <p>制定：平成17年7月15日付け支援第431号農政部長通知  <u>最終改正：令和6年4月3日付け経営第20号農政部長通知</u></p> <p><b>第1 趣旨</b>                      消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第1の趣旨に基づき実施する別表1に掲げる事業（以下「事業」という。）に関する事業実施計画の提出及び変更手続並びに補助金の交付については、要綱、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p><b>第2 事業実施計画の提出</b>                      1～2 略                      3 総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。）は、2で提出のあった事業実施計画を農政部長又は<u>食の安全・みどりの農業</u>推進監（地域での食育の推進事業に限る。）（以下「農政部長等」という。）に提出するものとする。</p> <p><b>第3～第5 略</b></p> <p><b>第6 補助金の交付の決定等の通知</b>                      1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第2－1号様式（地域での食育の推進事業にあつては別記第2－2</p>	<p>消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領</p> <p>制定：平成17年7月15日付け支援第431号農政部長通知  <u>最終改正：令和5年4月24日付け経営第1297号農政部長通知</u></p> <p><b>第1 趣旨</b>                      消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第1の趣旨に基づき実施する別表1に掲げる事業（以下「事業」という。）に関する事業実施計画の提出及び変更手続並びに補助金の交付については、要綱、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）、<u>消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（令和4年度第2次補正予算事業分に限る。）実施要領（令和4年12月2日付け4消安第4667号農林水産省消費・安全局長通知）</u>、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p><b>第2 事業実施計画の提出</b>                      1～2 略                      3 総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。）は、2で提出のあった事業実施計画を農政部長又は<u>食の安全推進監</u>（地域での食育の推進事業に限る。）（以下「農政部長等」という。）に提出するものとする。</p> <p><b>第3～第5 略</b></p> <p><b>第6 補助金の交付の決定等の通知</b>                      1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第2－1号様式（地域での食育の推進事業にあつては別記第2－2</p>	<p>○食育の令和4年度補正事業は終了したため、関係要領を削除</p> <p>○名称の変更</p> <p>○食育の令和4年度補正事は終</p>

号様式に掲げる指令書により行うものとする。

2～5 略

### 第7～第9 略

#### 第10 事業の変更

- 1 補助事業者は、変更しようとする内容等が別表2の「重要な変更」に該当するときには、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。この場合において、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第4の1で掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
- 2 略

### 第11～第22 略

#### 第23 財産の処分

- 1 略
- 2 1の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。  
なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に具体的に記載してある場合は、次の条件により第6の補助金の交付決定通知をもって知事又は総合振興局長等の承認があったものとする。

(1)～(2) 略

3～4 略

### 第24～第26 略

#### 第27 成果報告

- 1 補助事業者は、事業を実施した翌年度（畜産振興総合対策事

号（一般事業）様式又は別記第2-2号（補正事業）様式）に掲げる指令書により行うものとする。

2～5 略

### 第7～第9 略

#### 第10 事業の変更

- 1 補助事業者は、変更しようとする内容等が別表2の「重要な変更」に該当するときには、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。この場合において、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第5の1で掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
- 2 略

### 第11～第22 略

#### 第23 財産の処分

- 1 略
- 2 1の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。  
なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に具体的に記載してある場合は、次の条件により第7の補助金の交付決定通知をもって知事又は総合振興局長等の承認があったものとする。

(1)～(2) 略

3～4 略

### 第24～第26 略

#### 第27 成果報告

- 1 補助事業者は、事業を実施した翌年度（畜産振興総合対策事

了したため、指令書を削除

○所要の整備

○所要の整備

業（地域衛生管理体制整備事業）のうち整備事業にあつては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。2において同じ。）の6月末までに、要綱第27の1に定める成果報告書（要綱別記様式第13号）を知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

2 略

附則（令和6年4月3日付け経営第20号）

1 この要領は、令和6年4月3日から施行する。

2 1の規定にかかわらず、本文、別表1、別紙2及び別記様式を改正する改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

業（地域衛生管理体制整備事業）のうち整備事業にあつては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。2において同じ。）の6月末までに、要綱第28の1に定める成果報告書（要綱別記様式第13号）を知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

2 略

○所要の整備

消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領の新旧対照表（別表1）

改正後				現 行				改正理由
事業名	事業内容	事業実施主体	補助率	事業名	事業内容	事業実施主体	補助率	
1 畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）	<p>1 推進事業</p> <p>この事業は、地域衛生管理体制の整備の推進を図るために必要な次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 地域における発生予防の体制整備</p> <p>a 略</p> <p>b 発生予防の体制の整備</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 疾病予防地域講習会の開催等</p> <p>地域における家畜の伝染性疾病の予防対策を推進するため、専門家を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会の開催等により疾病予防マニュアル及び家畜の伝染性疾病の予防に必要な知識の普及啓発を行う。</p> <p>(c) 衛生検査、巡回指</p>	<p>市町村</p> <p>農業協同組合</p> <p>農事組合法人</p> <p>農業協同組合中央会</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体（注1）（以下同じ。）</p> <p>知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体（注1）（以下「特認団体」という。）</p> <p>生産者の組織する団体（注2）（以下同じ。）</p>	国1 ／2 以内	1 畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）	<p>1 推進事業</p> <p>この事業は、地域衛生管理体制の整備の推進を図るために必要な次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 地域における発生予防の体制整備</p> <p>a 略</p> <p>b 発生予防の体制の整備</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 疾病予防地域講習会の開催等</p> <p>地域における伝染性疾病の予防対策を推進するため、専門家を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会の開催等により疾病予防マニュアル及び家畜の伝染性疾病の予防に必要な知識の普及啓発を行う。</p> <p>(c) 衛生巡回指導等の</p>	<p>市町村</p> <p>農業協同組合</p> <p>農事組合法人</p> <p>農業協同組合中央会</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体（注1）（以下同じ。）</p> <p>知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体（注1）（以下「特認団体」という。）</p> <p>生産者の組織する団体（注2）（以下同じ。）</p>	国1 ／2 以内	<p>○ガイドラインに基づき追加</p> <p>第1の2の(1)のイの(イ)のbの(b)</p> <p>○ガイドライン</p>

導等の実施等

(a)により検討された家畜の伝染性疾病について、浸潤状況を調査するため、地元獣医師を積極的に活用し、衛生検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。

また、必要に応じ、衛生検査、巡回指導等に必要な技術・知見を習得する講習会に参加する。

(d) 略

(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染防止

a 感染予防対策の推進  
事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置、養鶏場周辺のため池等における野鳥飛来防止対策等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防に必要な対策を実施する。

b 略

(2) 略

(3) 野生動物の対策強化

(ア) リスクが高い地域における野生動物対策  
家畜の伝染性疾病の中で、過去に発生したことがある疾病又は我

実施等

(a)により検討された家畜の伝染性疾病について、浸潤状況を調査するため、地元獣医師を積極的に活用し、衛生検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。

また、必要に応じ、衛生検査、巡回指導等に必要な技術・知見を習得する講習会に参加する。

(d) 略

(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染防止

a 感染予防対策の推進  
事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防に必要な対策を実施する。

b 略

(2) 略

(3) 野生動物の対策強化

(ア) リスクが高い地域における野生動物対策  
家畜の伝染性疾病の中で、過去に発生したことがある疾病又は我

に基づき追加  
第1の2の(1)  
のイの(イ)の  
bの(c)

○ガイドライン  
に基づき追加  
第1の2の(1)  
のイの(ウ)の  
a

<p>が国への侵入リスクが高い疾病を別に消費・安全局長が地域ごとに指定し、地域の関係者の協力を得て、検査のための野生動物の捕獲や採材、捕獲した野生動物及び死亡野生動物を対象とした清浄性又は浸潤状況を確認するための検査、検査のために捕獲した野生動物の処理等を実施する。</p> <p>(イ) 略</p>				<p>が国への侵入リスクが高い疾病を別に消費・安全局長が地域ごとに指定した上で、地域の関係者の協力を得て、検査のための野生動物の捕獲、家畜及び捕獲した野生動物を対象とした清浄性又は浸潤状況を確認するための検査、検査のために捕獲した野生動物の処理等を実施する。</p> <p>(イ) 略</p>			<p>○ガイドラインに基づき追加第1の2の(1)のオの(ア)</p>
<p>2 整備事業</p> <p>(1) 飼養衛生管理向上施設整備</p> <p>(7) 野生動物侵入防止柵整備</p> <p>家畜飼養農場において野生動物の侵入を防止する柵（出入りのために一体的に設ける可動柵や放牧制限の準備のための囲い込み用の柵を含む。）。ただし、<u>次の a から c までの実施基準に留意すること。</u></p> <p><u>a 豚飼養農場においては、規模拡大等により新たに野生動物侵入防止柵を整備する必要があるが生じた場合に限り、交付対象とする。</u></p> <p><u>b 既存柵と併せて周囲柵を構築する場合を除き、農場周囲の</u></p>	<p>市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 特認団体</p> <p>生産者の組織する団体</p> <p>ただし、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものとする。</p>	<p>国1 ／2 以内 (注 3)</p>		<p>2 整備事業</p> <p>(1) 飼養衛生管理向上施設整備</p> <p>(7) 野生動物侵入防止柵整備</p> <p>家畜飼養農場において野生動物の侵入を防止する柵（出入りのために一体的に設ける可動柵や放牧制限の準備のための囲い込み用の柵を含む。）。ただし、<u>豚飼養農場においては、規模拡大等により新たに野生動物侵入防止柵を整備する必要があるが生じた場合に限り、</u></p>	<p>市町村 農業協同組合 <u>農事組合法人</u> 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 特認団体</p> <p>生産者の組織する団体</p> <p>ただし、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものとする。</p>	<p>国1 ／2 以内 (注 3)</p>	<p>○「農事組合法人」を削除</p> <p>○ガイドラインに基づき追加第2のイの(ア)</p>

一部のみを整備する計画は認めない。

c 交付単価が5千円/m（稼働柵は2万円/m）を超える場合には、理由書を付すこと。

(イ) 離乳豚舎前室整備

離乳豚を飼養する豚舎出入口で作業者の動線を管理し更衣・長靴交換等を確実に実施するための前室。ただし、以下に掲げる a 及び b の実施基準に留意すること。

a 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場あたりの交付額は450千円を上限とする。

b 過去に消費・安全対策交付金を受けて離乳豚舎前室を整備した豚飼養農場に新たに離乳豚舎前室を整備する場合には、規模拡大等によりその必要が生じた場合のみ交付対象とする。

(ウ) 略

(エ) 鶏舎入気口フィルター整備

粉じん、羽毛等の鶏舎内への侵入を防止するために鶏舎入気口に設置するフィルター及び関連機器。ただし、

(イ) 離乳豚舎前室整備

離乳豚を飼養する豚舎出入口で作業者の動線を管理し更衣・長靴交換等を確実に実施するための前室。ただし、過去に消費・安全対策交付金を受けて離乳豚舎前室を整備した豚飼養農場に新たに離乳豚舎前室を整備する場合には、規模拡大等によりその必要が生じた場合のみ補助対象とする。

(ウ) 略  
**【新設】**

○留意事項の整理

次の a 及び b の実施基準に留意すること。

a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。

b 交付率は事業費の 1 / 2 以内とし、1 農場当たりの交付額は 10 百万円を上限とする。

(オ) 細霧装置整備

鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するために入気口周辺に設置する細霧装置。ただし、次の a 及び b の実施基準に留意すること。

a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。

b 交付率は事業費の 1 / 2 以内とし、1 農場当たりの交付額は 4 百万円を上限とする。

(2) 農場の分割管理の導入に係る施設整備

事業実施主体は、農場の分割管理に当たっての対応マニュアル(令和 5 年 9 月 13 日付け 5 消安第 3485 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき特定家畜伝染病発生時の殺処分対象頭羽数の抑制を図るため、既存の家畜飼養農場における分割管

【新設】

【新設】

理の導入に当たり追加  
で必要となる更衣室、  
車両消毒施設、農場境  
界柵、作業機械、集出  
荷ライン、堆肥舎等の  
整備及び改修を行うも  
のとする。ただし、次  
の a から c までの実施  
基準に留意すること。

a 施設整備の対象とな  
る農場は、飼養衛生管  
理基準を全て遵守して  
いること。

b 事業実施計画の策定  
に当たり、施設整備後  
の特定家畜伝染病発生  
時における殺処分の対  
象範囲について都道府  
県の確認を得ているこ  
と。

c 交付率は事業費の 1  
／2 以内とし、1 農場  
当たりの交付総額は、  
50 百万円を上限とする。

ただし、地域の実情  
等やむを得ない事由に  
より、基準事業費を超  
えて施行する必要がある  
と知事が特に認める  
場合には、北海道農政  
事務所長と協議の上、  
特認事業費を上限とす  
ることができるものと  
する。

知事は、北海道農政  
事務所長との協議を行  
う場合には、事業に係  
る各経費を十分確認し、  
資材価格の動向や地域  
的な要因等を検証した

	<p>上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。なお、施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。</p>							
<p>2 農業生産資材安全使用等総合推進事業（ヘクタール残留等対策事業・農業適正使用推進事業）</p>	<p>この事業は、農薬の適正使用等の総合的な推進を図るために必要な次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 農薬の安全使用の推進</p> <p>事業実施主体は、農薬適正使用の普及啓発を図るため、<u>次の(7)及び(イ)に掲げる事項を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 農薬の危害防止</u></p> <p><u>農薬の適正使用を徹底し、農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や広報手段を活用した啓発活動等を行う。</u></p> <p><u>(イ) 農薬使用状況の調査・指導</u></p> <p><u>農薬適正使用の普及啓発を図るため、農薬使用者を対象とした農薬使用状況の調査、記帳指導等を行う。</u></p> <p>(2) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理</p>	<p><u>(1)及び(2)の事業</u></p> <p>市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体 営農集団（注4）</p>	<p>国1 ／2 以内</p>	<p>2 農業生産資材安全使用等総合推進事業（ヘクタール残留等対策事業・農業適正使用推進事業）</p>	<p>この事業は、農薬の適正使用等の総合的な推進を図るために必要な次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 農薬の安全使用の推進</p> <p>事業実施主体は、農薬適正使用の普及啓発を図るため、<u>農薬使用者を対象とした農薬使用状況の調査、記帳指導等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理</p>	<p>市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体 営農集団（注4）</p>	<p>国1 ／2 以内</p>	<p>○ガイドラインに基づき追加第1の1の(2)</p>

措置の評価・検証

事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握、原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

また、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室から実態調査及びリスク管理措置の検証の詳細な報告（土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容、調査結果等の報告を含む。）を求められた場合、事業実施主体はこれに協力するものとする。

(ア)～(ウ) 略

【削る】

措置の評価・検証

事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握、原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

(ア)～(ウ) 略

(3) 農薬残留確認調査等の実施

事業実施主体は、地域における農作物の栽培状況、病害虫の発生状況、農薬の使用実態等を勘案して、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、その際、調査及び試験の一部を外部機関へ委託することできるものとする。

(ア) 登録基準への適合状況の確認調査

農作物、土壌、河川

○ガイドラインに基づき文言の追加  
第1の1の(2)のエ

○農薬残留確認調査等の実施が見込まれないことから削る

(3) 病虫害の防除の推進  
ア 防除が困難な作物に  
対する防除体系の確立  
事業実施主体は、防  
除が困難となっている  
作物に対する緊急的な  
防除体系の確立を行う  
ため、次に掲げる事項

(3)の事業  
市町村  
農業協同組合  
特認団体

等の農薬残留状況調査  
を行い、登録基準への  
適合状況を確認する。  
(イ) 農薬の飛散・残留状  
況の調査及び飛散防止  
技術の効果確認調査  
農薬の飛散防止対策  
を講じるため、農薬使  
用時における飛散の状  
況、周辺農作物への農  
薬の残留状況等の調査、  
地域ごとの飛散防止技  
術の選定及び飛散防止  
対策の検討等を行うと  
ともに、残留農薬基準  
(一般基準を含む。)へ  
の適合状況の確認を行  
うことによって、農薬  
の飛散防止技術の効果  
を確認する。  
(ウ) 作物群での農薬登録  
推進のための試験の実  
施  
事業実施主体は、再  
評価制度に対応し、生  
産現場で使用可能な農  
薬の確保に向けて、生  
産量が少ない農作物を  
含む作物群での農薬登  
録を推進するため、登  
録に必要な作物残留試  
験等を実施する。  
**【新設】**

○病虫害の防除  
の推進の実施が  
見込まれること  
から追加

	<p>を実施するものとする。</p> <p>(7) 基幹的マイナー作物の病害虫・雑草防除技術体系の確立</p> <p>基幹的マイナー作物について、病害虫・雑草の発生及び被害状況の調査、病害虫・雑草の効果的な防除技術の実証、農薬の適用拡大に向けた試験、検討会の開催、外部講師等による技術講習会の開催、技術普及のための説明会の開催その他の地域に適した防除体系の検討に必要な取組を行い、防除体系を確立する。</p> <p>イ 事業実施主体がアの事業メニューを実施する場合、目標達成のために必要となる調査・試験等を独立行政法人等外部機関へ委託して行うことができるものとする。</p>						
3 植物防疫推進事業（ジャガイモシロシストセンチウ緊急防除対策事業）	<p>センチウのまん延防止及び駆除を図るために必要なこの事業は、ジャガイモシロシスト次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 略</p>	市町村（植物貿易法第19条）第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた場合に限る。）	国 10 / 10	3 植物防疫推進事業（ジャガイモシロシストセンチウ緊急防除対策事業）	<p>センチウのまん延防止及び駆除を図るために必要なこの事業は、ジャガイモシロシスト次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 略</p>	市町村（植物貿易法第19条）第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた場合に限る。）	国 10 / 10

<p>4 地域での食育の推進事業</p>	<p>この事業は、地域での食育の推進を図るために必要な取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 食育推進検討会の開催</p> <p>日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワークを構築する。</p> <p><u>また、食育推進検討会において、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。</u></p> <p><u>(2) 【削る】</u></p> <p><u>(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</u></p> <p>地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる<u>食育推進リーダーの育成を促進する</u></p>	<p>市町村 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体 第三セクター 民間事業者（注5）（以下同じ） 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 企業組合 事業協同組合 <u>社会福祉法人</u> <u>国立大学法人</u> <u>公立大学法人</u> <u>学校法人</u> 消費生活協同組合 <u>労働者協同組合</u> 特殊法人 認可法人 公社 独立行政法人 法人格を有しない団体 であって知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議の上、特に認める団体</p>	<p>国1 / 2 以内（注6）</p>	<p>4 地域での食育の推進事業 <u>(一般事業)</u></p>	<p>この事業は、地域での食育の推進を図るために必要な取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 食育推進検討会の開催</p> <p>日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。</p> <p><u>(2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</u></p> <p><u>(3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</u></p> <p>地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの活動（講習会、</p>	<p>市町村 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体 第三セクター 民間事業者（注5）（以下同じ） 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 企業組合 事業協同組合 消費生活協同組合 特殊法人 認可法人 公社 独立行政法人 法人格を有しない団体 であって知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議の上、特に認める団体</p>	<p>国1 / 2 以内</p>	<p>○食育の令和4年度補正事業は終了したため、「一般事業」を削除</p> <p>○国の要綱改正に基づき事業実施主体を追加</p> <p>○ガイドラインに基づき所要の整備</p> <p>第1の3の(1)のア</p> <p>○国の要領改正に基づき「課題解決に向けたシンポジウム等の開催」を削除</p> <p>○ガイドラインに基づき所要の整備</p>
----------------------	---	--	----------------------	------------------------------------	---	---	------------------	---

とともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

(3) 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

(4) 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。本取組の実施に当たっては、生産者又は指導者から本取組に関する講話等の実施を併せて行う。

(5) 和食給食の普及略

(6) 学校給食における地場産物等活用の促進略

(7) 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業

研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及及び農林漁業体験の機会の提供を促進する。

(4) 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

(5) 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者による本取組に関する講話等の実施を併せて行う。

(6) 和食給食の普及略

(7) 学校給食における地場産物等活用の促進略

(8) 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業

第1の3の(1)のウ

○所要の整備

○所要の整備

○所要の整備

○所要の整備

○所要の整備

	<p>者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、地域における共食の場を試験的に設けるための取組及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止、縮小等している既存の共食の場を再開するための取組を行う。</p> <p>(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 略</p> <p>(9) 食品ロスの削減に向けた取組 略</p> <p>(10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。 なお、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、(1)から(9)までの取組と併せて行うこととする。</p>				<p>者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地域における共食の場を試験的に設けるための取組を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を、適切な感染防止対策を講じた上で再開し、食育活動を行う。</p> <p>(9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 略</p> <p>(10) 食品ロスの削減に向けた取組 略</p> <p><b>【新設】</b></p>			<p>○所要の整備</p> <p>○所要の整備</p>
	<p><b>【削る】</b></p>			<p>5 地域での食育の推進事業（補</p>	<p>この事業は、地域での食育の推進を図るために必要な次の(1)又は(2)の取組を行う事業とする。 (1) 地域での食育の取組</p>	<p>市町村 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体</p>	<p>国定額 (注7)</p>	<p>○国の要領改正に基づき「課題解決に向けたシンポジウム等の開催」を追加</p>

正事  
業)

ア 共食の場における食  
育活動

地域における共食の  
ニーズの把握し、共食  
の場において食材を提  
供する地域の農林漁業  
者等とのマッチングの  
取組、地域の農林漁業  
者や食文化の継承者等  
を招いた食育の取組及  
び地域における共食の  
場を設けるための取組  
を行う。

新型コロナウイルス  
感染症の影響によりこ  
ども食堂等が共食の場  
を開催できない場合、  
食材や弁当を個別に配  
達する場合も適用でき  
ることとする。

なお、共食の場を設  
ける際には、食や農林  
水産業への理解を深め  
るための活動となるよ  
う、国産・地場産食材  
を中心に使用すること  
とし、単なる食料供給  
の場とならないように  
する。

イ 食文化の保護・継承  
や日本型食生活の実践  
のための取組支援

郷土料理や行事食等  
の地域食文化の保護・  
継承や日本型食生活の  
実践に向け、こども食  
堂、こども宅食等子育  
て世代や若い世代を中  
心とする各世代に向け  
た調理講習会や食育授

第三セクター

民間事業者  
公益社団法人  
公益財団法人  
一般社団法人  
一般財団法人  
特定非営利活動法人  
企業組合  
事業協同組合  
消費生活協同組合  
特殊法人  
認可法人  
公社  
独立行政法人  
法人格を有しない団体  
であって知事が農林水  
産省北海道農政事務所  
長と協議の上、特に認  
める団体

○食育の令和4  
年度補正事業は  
終了したため、  
削除

業等を開催する。  
なお、こども宅食については、単なる食料供給にならないよう、食材や弁当と一緒に食文化の保護・継承や日本型食生活に関するパンフレットやチラシ等を同封して配達する場合も適用できることとする。

ウ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行う。

(2) 学校における食育の取組

ア 学校給食における地場産物等活用の促進

学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

イ 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び

子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

ウ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行う。

(注1) 略  
(注2) 略

**【削る】**

(注3) 農場の分割管理の導入に係る施設整備の基準事業費及び特認事業費は次のとおりとする。なお、施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。

- (1) 家畜飼養管理施設（ストール、ケージ等付帯部分を除く）
- ア 肉用牛舎の基準事業費42千円/m<sup>2</sup>（特認事業費54千円/m<sup>2</sup>）
  - イ 乳用牛舎の基準事業費（成牛用）70千円/m<sup>2</sup>（特認事業費91千円/m<sup>2</sup>）
  - ウ 乳用牛舎の基準事業費（哺育育成用）73千円/m<sup>2</sup>（特認事業費94千円/m<sup>2</sup>）
  - エ 一般豚舎の基準事業費61千円/m<sup>2</sup>（特認事業費79千円/m<sup>2</sup>）
  - オ ウインドレス鶏舎の基準事業費60千円/m<sup>2</sup>（特認事業費78千円/m<sup>2</sup>）
- (2) 家畜排せつ物処理施設（付帯設備を除く）
- ア 堆肥舎（500m<sup>2</sup>未満）の基準事業費62千円/m<sup>2</sup>（特認事業費80千円/m<sup>2</sup>）
  - イ 堆肥舎（500m<sup>2</sup>以上）の基準事業費59千円/m<sup>2</sup>（特認事

(注1) 略  
(注2) 略

(注3) 離乳豚舎前室整備については、1農場当たりの補助額の上限は450千円とする。

**【新設】**

業費76千円/m<sup>3</sup>)

ウ 尿貯留施設 (1,000m<sup>3</sup>未満) の基準事業費48千円/m<sup>3</sup> (特認事業費62千円/m<sup>3</sup>)

エ 尿貯留施設 (1,000m<sup>3</sup>以上) の基準事業費23千円/m<sup>3</sup> (特認事業費29千円/m<sup>3</sup>)

(3) 自給飼料関連施設 (付帯設備を除く)

ア 飼料原料保管施設等の基準事業費69千円/m<sup>3</sup> (特認事業費89千円/m<sup>3</sup>)

イ 飼料調製施設等の基準事業費61千円/m<sup>3</sup> (特認事業費79千円/m<sup>3</sup>)

(注4) 略

(注5) 略

(注6) 対象経費のうち、補助額の上限を設ける経費及び上限額は次のとおりとする。

【削る】

(1) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

略

(2) 食文化の保護・継承のための取組支援

略

(3) 農林漁業体験の機会の提供

略

(4) 和食給食の普及

ア 略

イ 食育授業費

食材費 (調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く (給食に付け加えた試食は可。)) における事業費の上限額は50万円 (補助金の上限額は25万円)

(5) 学校給食における地場産物等活用の促進

ア 略

イ 献立の開発及び試食会費

食材費における事業費の上限額は50万円 (補助金の上限額は25万円)

ウ 食育授業費

食材費 (調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く (給食に付け加えた試食は可。)) における事業費の上限額は50万円 (補助金の上限額は25万円)

(6) 共食の場における食育活動

(注4) 略

(注5) 略

(注6) 対象経費のうち、補助額の上限を設ける経費及び上限額は次のとおりとする。

(1) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

ア 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

食材費 (調理体験の教材、展示及び試食用) における事業費の上限額は50万円 (補助金の上限額は25万円)

(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

略

(3) 食文化の保護・継承のための取組支援

略

(4) 農林漁業体験の機会の提供

略

(5) 和食給食の普及

ア 略

イ 食育授業費

食材費 (調理体験の教材、展示及び試食用) における事業費の上限額は50万円 (補助金の上限額は25万円)

(6) 学校給食における地場産物等活用の促進

ア 略

イ 献立の開発及び試食会費

食材費 (給食を除く (給食に付け加えた試食は可。)) における事業費の上限額は50万円 (補助金の上限額は25万円)

ウ 食育授業費

食材費 (調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く (給食に付け加えた試食は可。)) における事業費の上限額は50万円 (補助金の上限額は25万円)

(7) 共食の場における食育活動

ア マッチング交流会開催費  
食材費（展示、試食用）における事業費の上限額は50万円  
（補助金の上限額は25万円）

イ 略

(7) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

略

(8) 食品ロスの削減に向けた取組

略

(9) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

ア 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における事業  
費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）

【削る】

ア マッチング交流会開催費  
食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における事業  
費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）

イ 略

(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

略

(9) 食品ロスの削減に向けた取組

略

【新設】

(注7) 事業実施主体の補助額の上限は1,000万円とし、対象経費の  
うち、補助額の上限を設ける経費及び上限額は次のとおりと  
する。

(1) 地域での食育の取組

ア 共食の場における食育活動

(ア) マッチング交流会開催費

食材費（調理体験の教材、展示、試食用）における上  
限額は50万円かつ1人当たりの上限額は1,000円

(イ) 共食の場の提供費

食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材  
用）における上限額は100万円かつ1人当たりの上限額は  
1,000円

イ 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支  
援

(ア) 食文化の継承・日本型食生活の実践

食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における上  
限額は50万円かつ1人当たりの上限額は1,000円

ウ 農林漁業体験の機会の提供

(ア) 農林漁業体験の機会の提供費

食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、  
試食用）における上限額は50万円かつ1人当たりの上限額  
は1,000円

(2) 学校における食育の取組

ア 学校給食における地場産物等活用の促進

(ア) 生産者とのマッチング交流会開催費

食材費（展示・試食用）における上限額は50万円かつ1  
人当たりの上限額は1,000円

(イ) 献立の開発及び試食会費

食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。））における上限額は50万円かつ1人当たりの上限額は1,000円

(ウ) 食育授業費

食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。））における上限額は50万円かつ1人当たりの上限額は1,000円

イ 和食給食の普及

(ア) 献立の開発費

食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における上限額は50万円かつ1人当たりの上限額は1,000円

(イ) 食育授業費

食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における上限額は50万円かつ1人当たりの上限額は1,000円

ウ 農林漁業体験の機会の提供

(ア) 農林漁業体験の機会の提供費

食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）における上限額は50万円かつ1人当たりの上限額は1,000円

消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領の新旧対照表（別表2）

改正後				現 行				改正理由		
事業名	経 費		重要な変更		事業名	経 費			重要な変更	
	費 目	細 目	経費の増減	事業の内容の変更		費 目	細 目	経費の増減	事業の内容の変更	
1 畜産振興総合対策事業 (地域衛生管理体制整備事業)	(1) 推進事業	(ア) 家畜の伝染性疾病の発生予防 (イ) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 (ウ) 野生動物の対策強化	1 費目ごとの経費の30%を超える増減(事業内容の変更を伴わない場合を除く。)	1 目標の追加又は削除 2 目標値の変更 3 事業実施主体の変更 4 補助金の増額を伴う変更 5 費目の新設又は廃止 6 整備事業にあつては整備対象農場の変更	1 畜産振興総合対策事業 (地域衛生管理体制整備事業)	(1) 推進事業	(ア) 家畜の伝染性疾病の発生予防 (イ) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 (ウ) 野生動物の対策強化	1 費目ごとの経費の30%を超える増減(事業内容の変更を伴わない場合を除く。)	1 目標の追加又は削除 2 目標値の変更 3 事業実施主体の変更 4 補助金の増額を伴う変更 5 費目の新設又は廃止 6 整備事業にあつては整備対象農場の変更	○ガイドラインに基づき追加第2のウ
	(2) 整備事業	(ア) 飼養衛生管理向上施設整備 <u>(イ) 農場の分割管理の導入に係る施設整備</u>				(2) 整備事業	(ア) 飼養衛生管理向上施設整備 <b>【新設】</b>			

2 農業生産資材安全使用等総合推進事業	(1) ヘプタクロル残留等対策事業  (2) 農薬適正使用推進事業	(ア) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証  (イ) 農薬の安全使用の推進 <u>(イ) 農薬残留確認調査等の実施</u> <u>【削る】</u>  <u>(イ) 病害虫の防除の推進</u>	1 費目ごとの経費の30%を超える増減(事業内容の変更を伴わない場合を除く。)	1 目標の追加又は削除 2 目標値の変更 3 事業実施主体の変更 4 補助金の増額を伴う変更 5 費目の新設又は廃止	2 農業生産資材安全使用等総合推進事業	(1) ヘプタクロル残留等対策事業  (2) 農薬適正使用推進事業	(ア) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証  (イ) 農薬の安全使用の推進 <u>(イ) 農薬残留確認調査等の実施</u> <u>【新設】</u>	1 費目ごとの経費の30%を超える増減(事業内容の変更を伴わない場合を除く。)	1 目標の追加又は削除 2 目標値の変更 3 事業実施主体の変更 4 補助金の増額を伴う変更 5 費目の新設又は廃止	○「農薬残留確認調査等の実施」が見込まれないことから削る。 ○「病害虫の防除の推進」の実施が見込まれることから追加	
3 植物防疫推進事業	(1) ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業	(ア) ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止及び駆除	1 費目ごとの経費の30%を超える増減(事業内容の変更を伴わない場合を除く。)	1 目標の追加又は削除 2 目標値の変更 3 事業実施主体の変更 4 補助金の増額を伴う変更 5 費目の新設又は廃止	3 植物防疫推進事業	(1) ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業	(ア) ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止及び駆除	1 費目ごとの経費の30%を超える増減(事業内容の変更を伴わない場合を除く。)	1 目標の追加又は削除 2 目標値の変更 3 事業実施主体の変更 4 補助金の増額を伴う変更 5 費目の新設又は廃止		○食育の令和4年度補正事業は終了したため
4 地	(1) 食育推進検討会の開催 <u>【削る】</u>		1 補助対象経費の30	1 目標の追加又は削除	4 地	(1) 食育推進検討会の開催 (2) 課題解決に向		1 補助対象経費の30	1 目標の追加又は削除		

<p>域での食育の推進事業</p> <p>(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</p> <p>(3) 食文化の保護・継承のための取組支援</p> <p>(4) 農林漁業体験の機会の提供</p> <p>(5) 和食給食の普及</p> <p>(6) 学校給食における地場産物等活用の促進</p> <p>(7) 共食の場における食育活動</p> <p>(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組</p> <p>(9) 食品ロスの削減に向けた取組</p> <p>(10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</p>		<p>%を超える減額の内容の変更を伴わない場合を除く。</p>	<p>2 目標値の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 補助金の増額を伴う変更</p> <p>5 補助金の30%以上の減額を伴う変更</p> <p>6 費目の新設又は廃止</p>	<p>域での食育の推進事業</p> <p><u>けたシンポジウム等の開催</u></p> <p>(3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</p> <p>(4) 食文化の保護・継承のための取組支援</p> <p>(5) 農林漁業体験の機会の提供</p> <p>(6) 和食給食の普及</p> <p>(7) 学校給食における地場産物等活用の促進</p> <p>(8) 共食の場における食育活動</p> <p>(9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組</p> <p>(10) 食品ロスの削減に向けた取組【新設】</p>		<p>%を超える減額の内容の変更を伴わない場合を除く。</p>	<p>2 目標値の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 補助金の増額を伴う変更</p> <p>5 補助金の30パーセント以上の減額を伴う変更</p> <p>6 費目の新設又は廃止</p>	<p>「一般事業」を削除</p> <p>○国の要領改正に基づき「課題解決に向けたシンポジウム等の開催」を削除</p> <p>○国の要領改正に基づき「課題解決に向けたシンポジウム等の開催」を追加</p> <p>○食育の令和4年度補正事業は終了したため削除</p>
<p>【削る】</p>				<p>5 地域での食育の取組</p> <p>① 共食の場における食育活動</p> <p>② 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援</p> <p>③ 農林漁業体験の機会の提供</p> <p>(2) 学校における食育の取組</p> <p>① 学校給食にお</p>		<p>1 補助対象経費の30%を超える増減（事業内容の変更を伴わない場合を除く。）</p>	<p>1 目標の追加又は削除</p> <p>2 目標値の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 補助金の増額を伴う変更</p> <p>5 補助金の30パー</p>	

					<u>補正事業</u> <u>ける地場産物等 活用の促進</u> <u>② 和食給食の普 及</u> <u>③ 農林漁業体験 の機会の提供</u>		<u>セント以 上の減額 を伴う変 更</u> <u>6 費目の 新設又は 廃止</u>
--	--	--	--	--	--	--	---

消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領の新旧対照表（様式）

改正後					現 行					改正理由
別記第1号様式（第4関係） 略					別記第1号様式（第4関係） 略					
別記第2-1号様式（第6-1関係）					別記第2-1号様式（第6-1関係）					
1～15 略					1～15 略					○所要の整備
16 取得財産等（事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったとみなします。					16 取得財産等（事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったとみなします。					
(1)～(2) 略					(1)～(2) 略					○所要の整備
17～24 略					17～24 略					
注1～4 略					注1～4 略					○食育の令和4年度補正事は終了したため、一般事業の文言を削る
5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第11項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。					5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第13項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。					
別記第2-2号様式（第6-1関係）					別記第2-2号 <u>（一般事業）</u> 様式（第6-1関係）					
1					1					
補助事業等名	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助事業等名	補助対象経費		補助金の額	完了期限	
	費目	金額	金額			費目	金額	金額		
消費・対策事業（地域での食育の推進事	食育推進検討会の開催	円	円	年月日	消費・対策事業（地域での食育の推進事	食育推進検討会の開催	円	円	年月日	

業)	【削る】			
	食育推進リーダーの育成及び活動の促進			
	食文化の保護 ・継承のための取組支援			
	農林漁業体験の機会の提供			
	和食給食の普及			
	学校給食における地場産物等活用の促進			
	共食の場における食育活動			
	環境に配慮した農林水産物 ・食品への理解向上の取組			
	食品ロスの削減に向けた取組			
	<u>課題解決に向けたシンポジウム等の開催</u>			
合	計			

業) (一般事業)	<u>課題解決に向けたシンポジウム等の開催</u>			
	食育推進リーダーの育成及び活動の促進			
	食文化の保護 ・継承のための取組支援			
	農林漁業体験の機会の提供			
	和食給食の普及			
	学校給食における地場産物等活用の促進			
	共食の場における食育活動			
	環境に配慮した農林水産物 ・食品への理解向上の取組			
	食品ロスの削減に向けた取組			
	【新設】			
合	計			

○食育の令和4年度補正事は終了したため、一般事業の文言を削る  
○国の要領改正に基づき「課題解決に向けたシンポジウム等の開催」を削除

○国の要領改正に基づき「課題解決に向けたシンポジウム等の開催」を追加

2～14 略

15 取得財産等（事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったとみなします。

(1)～(2) 略

16 略

17 補助対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。

18～23 略

注1～4 略

5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第11項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

【削る】

2～14 略

15 取得財産等（事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったとみなします。

(1)～(2) 略

16 略

17 補助対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止したときにおいて、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。

18～23 略

注1～4 略

5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第13項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

別記第2－3号（補正事業）様式（第6－1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった消費・安全対策事業については、申請のとおり承認し、補助対象事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

○所要の整備

○所要の整備

○所要の整備

○食育の令和4年度補正事は終了したため、指令書を削る

1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額	金額	
消費・安全対策事業（地域での食育の推進事業（補正事業））	地域での食育の取組	円	円	年月日
	共食の場における食育活動			
	食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援			
	農林漁業体験の機会の提供			
	学校における食育の取組			
	学校給食における地場産物等活用の促進			
	和食給食の普及			
	農林漁業体験の機会の提供			

合 計			
-----	--	--	--

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助対象事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- (1) 事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除
  - (2) 事業実施計画書に掲げる目標値の変更
  - (3) 事業実施主体の変更
  - (4) 補助金の増額を伴う変更
  - (5) 補助金の30パーセント以上の減額を伴う変更
  - (6) 費目の新設又は廃止
  - (7) 補助対象経費の30パーセントを超える増減（事業内容の変更を伴わない場合を除く。）
- 3 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- 4 補助対象事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助対象事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。
- 10 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、

補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

11 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。

12 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第10項の実績報告書に準じた書類を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。

13 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

14 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。

15 取得財産等(事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったとみなします。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。

16 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、承認に係る補助対象物件に係る残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

- 17 補助対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止したときにおいて、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 18 補助対象事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助対象事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
  - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と

未納付額とを相殺することがあります。

22 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

23 補助事業者は、補助対象事業の執行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）（本書中「国要綱」という。）、消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（令和4年度第2次補正予算事業分に限る。）実施要領（令和4年12月2日付け4消安第4667号農林水産省消費・安全局長通知）、消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け支援第431号北海道農政部長通知。本書中「事務取扱要領」という。）の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。

2 第1項の表中「費目」のうち、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。

3 市町村以外の補助事業者には、第8項の次に次の事項を加え、第9項以降を順次繰り下げること。

9 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

10 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国要綱別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

4 納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、第10項の次に次の事項を加え、第11項以降を順次繰り下げること。

11 補助事業者は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

12 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領に定める別記第3号様式により、その金額（実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事（総合振興局長（振興局長））に報告しなければなりません。

5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第13項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

別記第2－3号様式（第6－2関係） 略

別記第3号様式（第6－3関係）

（記号）第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長））

補助事業者 ㊤

〇〇年度消費・安全対策事業消費税等仕入控除税額等報告書

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた事業について、消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け431号北海道農政部長通知）第6の3の（2）

別記第2－3号様式（第6－2関係） 略

別記第3号様式（第6－3関係）

（記号）第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長））

補助事業者 ㊤

〇〇年度消費・安全対策事業消費税等仕入控除税額等報告書

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた事業について、消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け431号北海道農政部長通知）第7の3の（2）

〇所要の整理

の規定に基づき、次のとおり報告します。

別記第4号様式（第6－5関係）

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者）様

北海道知事 ㊟

（ 総合振興局長（振興局長））

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付  
について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、申請により概算払をしますので補助金等概算払申  
請書を提出してください。

（ 部 課 係）

注1 略

2 補助事業者が、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を  
担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資（国が行っ  
ている制度融資を除く。）を受ける場合であって、かつ、その  
内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還  
年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に具体的に記  
載してある場合は、本文中のなお書の前に次の事項を追加する  
こと。

また、補助事業を行うに当たって、国が行っている制度融資  
以外からの融資を受けるため、補助対象物件を担保に供したい  
旨申請があったことについては、次の条件により承認します。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のい  
ずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 略

別記第5－1号様式～別記第17号様式 略

の規定に基づき、次のとおり報告します。

別記第4号様式（第6－5関係）

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者）様

北海道知事 ㊟

（ 総合振興局長（振興局長））

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付  
について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、申請により概算払をしますので補助金等概算払申  
請書を提出してください。

（ 部 課 係）

注1 略

2 補助事業者が、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を  
担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資（国が行っ  
ている制度融資を除く。）を受ける場合であって、かつ、その  
内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還  
年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に具体的に記  
載してある場合は、本文中のなお書の前に次の事項を追加する  
こと。

また、補助事業を行うに当たって、国が行っている制度融資  
以外からの融資を受けるため、補助対象物件を担保に供したい  
旨申請があったことについては、次の条件により承認します。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のい  
ずれか高金額に国庫補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 略

別記第5－1号様式～別記第17号様式 略

○所要の整理